

平成23年第1回箕面市議会定例会議案

第1号議案	平成23年度箕面市一般会計予算	
第2号議案	平成23年度箕面市特別会計財産区事業費予算	
第3号議案	平成23年度箕面市特別会計競艇事業費予算	
第4号議案	平成23年度箕面市特別会計国民健康保険事業費予算	
第5号議案	平成23年度箕面市特別会計介護保険事業費予算	
第6号議案	平成23年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費予算	
第7号議案	平成23年度箕面市病院事業会計予算	
第8号議案	平成23年度箕面市特別会計牧落住宅団地事業費予算	
第9号議案	平成23年度箕面市特別会計公共用地先行取得事業費予算	
第10号議案	平成23年度箕面市水道事業会計予算	
第11号議案	平成23年度箕面市公共下水道事業会計予算	
報告第1号	専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償請求に関する和解）……………	1
第12号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立医療保健センター）……………	5
第13号議案	豊中市箕面市養護老人ホーム組合規約の変更に関する協議の件……………	7
第14号議案	豊中市箕面市養護老人ホーム組合の解散に関する協議の件……………	11

別冊

第15号議案	市道路線の認定及び廃止の件	13
第16号議案	平成23年4月に支給する市長の給与に関する特別措置条例制定の件	19
第17号議案	箕面市特別会計条例改正の件	21
第18号議案	箕面市行政評価・改革推進委員会条例改正の件	23
第19号議案	箕面市情報公開条例改正の件	25
第20号議案	箕面市用品調達基金条例廃止の件	27
第21号議案	箕面市営競艇災害等対応基金条例制定の件	29
第22号議案	箕面市営競艇業務設備基金条例制定の件	31
第23号議案	市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例改正の件	33
第24号議案	箕面市通園通学区域審議会条例改正の件	37
第25号議案	箕面市奨学資金貸付基金条例改正の件	39
第26号議案	箕面市私立幼稚園児の保護者補助金の交付に関する条例改正の件	41
第27号議案	箕面市学童保育に関する条例改正の件	43
第28号議案	箕面市立保育所民営化法人選定委員会条例改正の件	45
第29号議案	箕面市立箕面文化・交流センター条例改正の件	47
第30号議案	箕面市老人医療費の助成に関する条例改正の件	49

第 3 1 号議案	箕面市国民健康保険条例改正の件	51
第 3 2 号議案	箕面市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例改正の件	53
第 3 3 号議案	箕面市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例改正の件	55
第 3 4 号議案	箕面市立多世代交流センター条例制定の件	57
第 3 5 号議案	箕面市病院看護師等修学資金貸与条例制定の件	65
第 3 6 号議案	箕面市病院企業職員定数条例改正の件	71
第 3 7 号議案	北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例改正の件	73
第 3 8 号議案	箕面市ため池改修整備事業資金貸付基金条例廃止の件	79
第 3 9 号議案	箕面市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例改正の件	81
第 4 0 号議案	箕面市水道事業給水条例改正の件	83
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦について意見を求める件	85
諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦について意見を求める件	87
諮問第 3 号	人権擁護委員の推薦について意見を求める件	89

1. 1. 1. 1. 1.

1. 1. 1. 1. 1.

1. 1. 1. 1. 1.

1. 1. 1. 1. 1.

1. 1. 1. 1. 1.

1. 1. 1. 1. 1.

1. 1. 1. 1. 1.

1. 1. 1. 1. 1.

1. 1. 1. 1. 1.

1. 1. 1. 1. 1.

1. 1. 1. 1. 1.

1. 1. 1. 1. 1.

1. 1. 1. 1. 1.

1. 1. 1. 1. 1.

1. 1. 1. 1. 1.

1. 1. 1. 1. 1.

1. 1. 1. 1. 1.

1. 1. 1. 1. 1.

1. 1. 1. 1. 1.

1. 1. 1. 1. 1.

1. 1. 1. 1. 1.

1. 1. 1. 1. 1.

1. 1. 1. 1. 1.

1. 1. 1. 1. 1.

1. 1. 1. 1. 1.

1. 1. 1. 1. 1.

報告第1号

専決処分の報告の件

交通事故に係る損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙「専決処分書」のとおり次の内容の和解を専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成23年2月22日提出

箕面市長 倉田哲郎

- 1 事故発生日時 平成22年9月8日 午前10時35分頃
- 2 事故発生場所 箕面市大字栗生間谷2883番9地先路上
- 3 相手方 東京都港区新橋六丁目1番11号
日立キャピタルオートリース株式会社
取締役社長 鈴木健二
- 4 事故の状況 本市の職員（市民部環境クリーンセンター）が、上記日時・場所において公用車を減速させようとしたところスリップしたため、対向してきた相手方の車両に接触し、右側面後方部分を破損させたものである。
- 5 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、564,900円とし、市は、相手方にそ

の全額を支払う。

6 和解年月日

平成 23 年 1 月 7 日

（以下、当事者間の交渉経過等、調停人による調停経過等、調停人としての職務等については、調停記録を参照することとする。）

（調停人としての職務等については、調停記録を参照することとする。）

（調停人としての職務等については、調停記録を参照することとする。）

（調停人としての職務等については、調停記録を参照することとする。）

（調停人としての職務等については、調停記録を参照することとする。）

（調停人としての職務等については、調停記録を参照することとする。）

（調停人としての職務等については、調停記録を参照することとする。）

写

専決第 17 号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

交通事故に係る損害賠償請求に関する和解の件

平成 22 年 9 月 8 日箕面市大字粟生間谷 2883 番 9 地先路上において、公務のため公用車を運転していた本市職員が発生させた交通事故に関し、東京都港区新橋六丁目 1 番 11 号 日立キャピタルオートリース株式会社取締役社長 鈴木健二を相手方とし、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 695 条の規定により別紙のとおり和解する。

平成 22 年 12 月 20 日専決

箕面市長

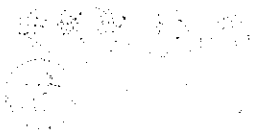
倉田哲郎

別紙の和解契約書は、報告第1号専決処分の報告の件の和解内容と同様であるため省略する。

昭和44年 11月 10日
田中 昭雄

（以下は非常に薄い文字で印刷された本文の残りの部分と思われる）

昭和44年11月10日 田中 昭雄



第12号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立医療保健センターの指定管理者を指定する。

平成23年2月22日提出

箕面市長 倉田哲郎

- | | |
|-----------|---|
| 1 公の施設の名称 | 箕面市立医療保健センター及び箕面市立医療保健センター分室 |
| 2 指定管理者 | 箕面市萱野五丁目8番1号
財団法人 箕面市医療保健センター
理事長職務代理者 金上喬昭 |
| 3 指定の期間 | 平成23年4月1日から平成33年3月31日まで |

(提案理由)

箕面市立医療保健センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により提案するものである。

關於... 通知...

... 辦理...

此致...

... 敬請...

... 此致...

... 敬請...

... 敬請...

... 敬請...

... 敬請...

... 敬請...

... 敬請...

第13号議案

豊中市箕面市養護老人ホーム組合規約の変更に関する協議の件

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、豊中市箕面市養護老人ホーム組合規約を別紙のとおり変更することについて豊中市と協議する。

平成23年2月22日提出

箕面市長 倉田哲郎

(提案理由)

豊中市箕面市養護老人ホーム組合規約を変更するに当たり、豊中市と協議するため、地方自治法第290条の規定により提案するものである。

5. 2. 0 年 的 國 際 化 的 經 濟 活 動 的 發 展 的 趨 勢

據 此 可 見 國 際 經 濟 活 動 的 發 展 的 趨 勢 是 向 著 國 際 化 的 方 向 發 展 的 。

教 育 部 經 理 部 編 譯

中 國 人 民 教 育 出 版 社

本 書 是 由 教 育 部 經 理 部 編 譯 的 。

本 書 是 由 教 育 部 經 理 部 編 譯 的 。

本 書 是 由 教 育 部 經 理 部 編 譯 的 。

中 國 人 民 教 育 出 版 社

別紙

豊中市箕面市養護老人ホーム組合規約の一部を変更する規約

豊中市箕面市養護老人ホーム組合規約（昭和38年12月18日許可）

の一部を次のように変更する。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 補則

第13条 組合の解散に伴う事務の承継については、組合市の協議により、これを定める。

附 則

この規約は、大阪府知事の許可のあった日から施行する。

1. 1999年12月31日，本公司总资产为10000万元。

2. 1999年12月31日，本公司净资产为8000万元。

3. 1999年12月31日，本公司负债总额为2000万元。

4. 1999年12月31日，本公司流动资产为5000万元。

5. 1999年12月31日，本公司长期资产为5000万元。

6. 1999年12月31日，本公司所有者权益为8000万元。

7. 1999年12月31日，本公司应收账款为1000万元。

8. 1999年12月31日，本公司存货为1500万元。

9. 1999年12月31日，本公司固定资产为3500万元。

第14号議案

豊中市箕面市養護老人ホーム組合の解散に関する協議の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、豊中市箕面市養護老人ホーム組合を平成25年3月31日をもって解散することについて豊中市と協議する。

平成23年2月22日提出

箕面市長 倉田哲郎

（提案理由）

豊中市箕面市養護老人ホーム組合を平成25年3月31日をもって解散するに当たり、豊中市と協議するため、地方自治法第290条の規定により提案するものである。

1. 凡在本行存款或持有本行存单者，均可参加本行举办的有奖储蓄活动。

2. 本行将根据存款或持有存单的时间长短，给予不同的中奖机会。具体办法请向本行各分支行所索取。

1988年12月

本行各分支行所均有出售

3. 凡在本行存款或持有本行存单者，均可参加本行举办的有奖储蓄活动。

4. 本行将根据存款或持有存单的时间长短，给予不同的中奖机会。具体办法请向本行各分支行所索取。

5. 本行将根据存款或持有存单的时间长短，给予不同的中奖机会。

6. 本行

第 1 5 号 議 案

市 道 路 線 の 認 定 及 び 廃 止 の 件

道 路 法 (昭 和 2 7 年 法 律 第 1 8 0 号) 第 8 条 第 1 項 及 び 第 1 0 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 次 の と お り 市 道 路 線 を 認 定 し、 及 び 廃 止 す る。

平 成 2 3 年 2 月 2 2 日 提 出

箕 面 市 長 倉 田 哲 郎

認 定 及 び 廃 止 す る 市 道 路 線 (別 紙 の と お り)

(提 案 理 由)

市 道 東 桜 ヶ 丘 住 宅 6 号 線 ほ か 3 6 路 線 を 認 定 し、 及 び 市 道 東 桜 ヶ 丘 住 宅 6 号 線 ほ か 2 路 線 を 廃 止 す る た め、 道 路 法 第 8 条 第 2 項 及 び 第 1 0 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 提 案 す る も の で あ る。

一、本會為維護會員權益，特訂定本會章程，凡我會員均應遵守。
 二、本會之宗旨為：(一) 促進會員間之交流與合作。(二) 維護會員之合法權益。(三) 協助會員解決困難。(四) 提高會員之專業素養。(五) 增進會員之社會地位。

第一章 總則

第一條 本會定名為「中華民國某某專業人員協會」。
 第二條 本會之宗旨為：(一) 促進會員間之交流與合作。(二) 維護會員之合法權益。(三) 協助會員解決困難。(四) 提高會員之專業素養。(五) 增進會員之社會地位。
 第三條 本會之組織由會員大會、理事會、監事會及秘書處組成。
 第四條 本會之經費來源為：(一) 會員會費。(二) 社會捐助。(三) 政府補助。(四) 其他合法收入。

別紙

認定及び廃止する市道路線

1 認定路線

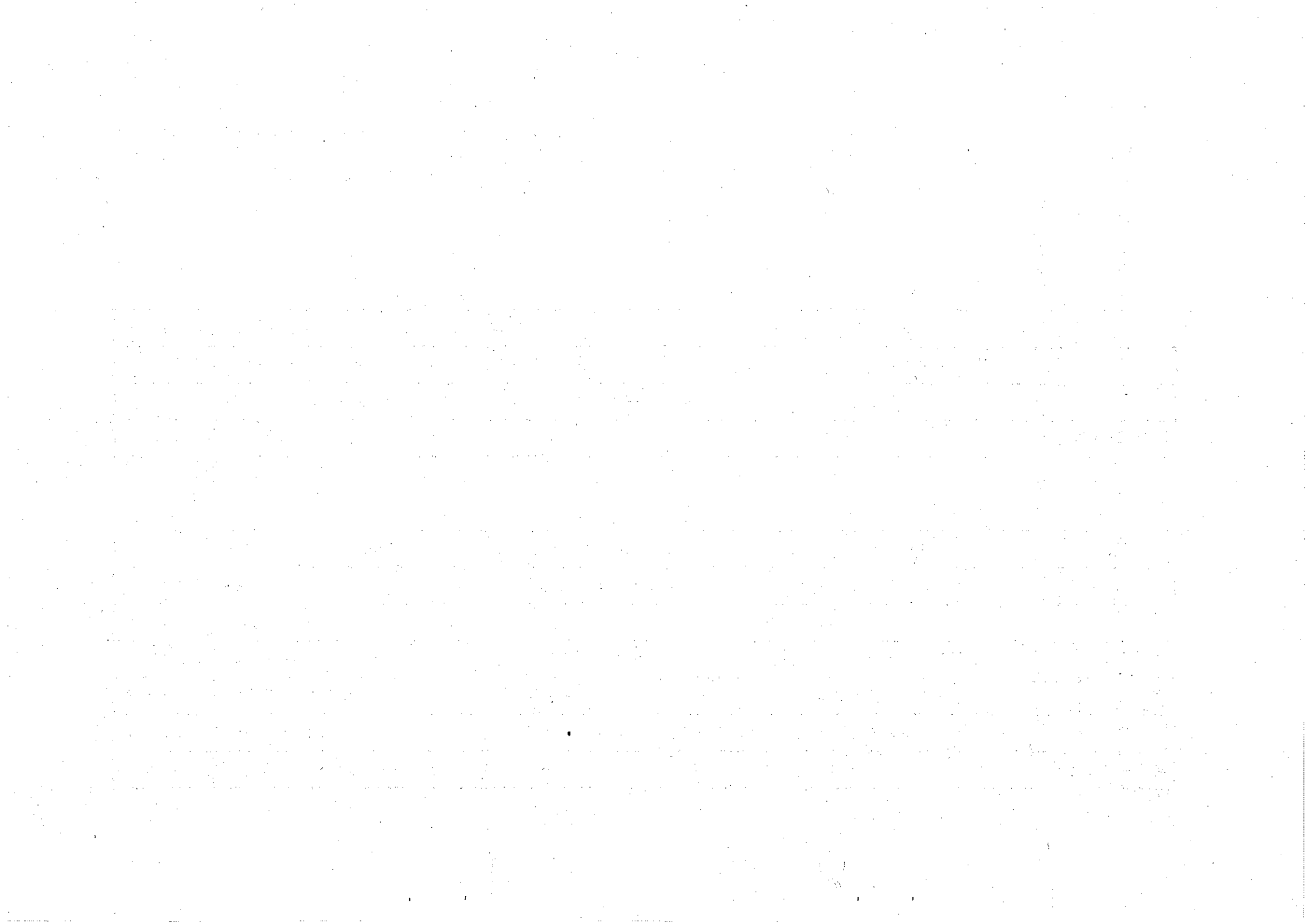
路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
13569	東桜ヶ丘住宅6号線	桜ヶ丘一丁目7-5	桜ヶ丘一丁目13-5	
13668	箕面高校西支線	牧落五丁目277-4	牧落五丁目277-12	
13734	大同住宅6号線	新稲一丁目63-2	新稲一丁目63-6	
13735	箕面森林事務所北線	箕面二丁目378-1	箕面二丁目380-3	
13736	新稲元町1号線	新稲六丁目621-6	新稲六丁目621-7	
13737	瀬川府宮住宅西2号線	瀬川一丁目70-2	瀬川一丁目70-4	
13738	瀬川西5号線	瀬川一丁目121-3	瀬川一丁目121-6	
13739	西之荘園南線支線2号線	瀬川二丁目443-2	瀬川二丁目443-1	
13740	西之荘園南線支線3号線	瀬川二丁目439-3	瀬川二丁目439-10	
13741	牧落大通庵11号線	牧落一丁目6-22	牧落一丁目6-24	
13742	牧落上山線支線1号線	牧落五丁目742-21	牧落五丁目742-20	
13743	牧落上山線支線2号線	牧落五丁目742-40	牧落五丁目742-2	
23420	牧落ナギノ木14号線	西小路三丁目83-12	西小路三丁目83-7	
33294	兼松青松園32号線	外院三丁目106-4	外院三丁目106-2	

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
33295	兼松青松園33号線	外院三丁目108-3	外院三丁目108-8	
43456	彩都区画32号線	大字粟生間谷2740-1	大字宿久庄476-11	
43457	彩都区画33号線	大字粟生間谷2770-1	大字粟生岩阪189-1	
43458	彩都区画34号線	大字粟生間谷2748-2	粟生間谷東八丁目2752-1	
43459	彩都区画35号線	大字粟生間谷2748-2	粟生間谷東八丁目2752-9	
43460	彩都区画36号線	大字粟生間谷2753-6	大字粟生間谷2748-2	
43461	彩都区画37号線	粟生間谷東八丁目2752-2	大字粟生間谷2748-1	
43462	彩都区画38号線	粟生間谷東八丁目2752-4	大字粟生間谷2748-1	
43463	彩都区画39号線	大字粟生間谷2748-1	粟生間谷東八丁目2752-9	
43464	彩都区画40号線	粟生間谷東八丁目2751-1	粟生間谷東八丁目2751-3	
43465	彩都区画41号線	大字粟生岩阪678-2	大字粟生間谷2770-2	
43466	彩都区画42号線	大字粟生間谷2747	大字粟生間谷2741-1	
43467	彩都区画43号線	大字粟生間谷2748-1	大字粟生間谷2743	
43468	彩都区画44号線	大字粟生間谷2748-1	大字粟生間谷2743	
43469	彩都区画45号線	大字粟生間谷2748-1	大字粟生間谷2743	
43470	彩都区画46号線	大字粟生間谷2748-1	大字粟生間谷2743	
43471	彩都区画47号線	大字粟生間谷2748-1	大字粟生間谷2743	

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
43472	彩都区画48号線	粟生間谷東八丁目2751-1	大字粟生間谷2743	
43473	彩都区画49号線	粟生間谷東八丁目2735-3	大字粟生間谷2741-1	
43474	小野原西住宅31号線	小野原西二丁目1700	小野原西二丁目1704	
43475	小野原西住宅32号線	小野原西二丁目1691-7	小野原西二丁目1691-6	
43476	小野原西住宅33号線	小野原西五丁目1828	小野原西五丁目1831	
43477	小野原東住宅79号線	小野原東四丁目258-1	小野原東四丁目258-3	

2 廃止路線

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
13569	東桜ヶ丘住宅6号線	桜ヶ丘一丁目11-13	桜ヶ丘一丁目11-16	
13622	東桜ヶ丘住宅7号線	桜ヶ丘一丁目13-5	桜ヶ丘一丁目11-16	
13668	箕面高校西支線	牧落五丁目277-4	牧落五丁目277-9	



第十六号議案

平成二十三年四月に支給する市長の給与に関する特別措置条

例制定の件

平成二十三年四月に支給する市長の給与に関する特別措置条例を次のように定める。

平成二十三年二月二十二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

平成二十三年四月に支給する市長の給与に関する特別措置条

例

(趣旨)

第一条 この条例は、平成二十三年四月に支給する市長の給料の月額及び地域手当の月額に係る特別措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別措置)

第二条 平成二十三年四月に支給する市長の給与については、箕面市特別職の職員の給与に関する条例(昭和三十五年箕面市条例第十四号)の定めるところによる。ただし、給料の月額及び地域手当の月額は、同条例に規定する給料の月額及び地域手当の月額にそれぞれ十分の一を乗じて得た額を減じた額とする。

(委任)

第三条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

平成二十三年四月に支給する市長の給料の月額及び地域手当の月額を減ずるため、本条例を制定するものである。

第十七号議案

箕面市特別会計条例改正の件

箕面市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十三年二月二十二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市特別会計条例の一部を改正する条例

箕面市特別会計条例（昭和三十九年箕面市条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を第七号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十二年度の特別会計老人保健医療事業費及び特別会計小野原西土地区画整理事業費に係る収入及び支出については、この条例の施行の日から平成二十三年五月三十一日までの間、なお従前の例による。

（提案理由）

老人保健医療事業及び小野原西土地区画整理事業の完了に伴い、これらの特別会計を廃止するため、本条例を改正するものである。

第十八号議案

箕面市行政評価・改革推進委員会条例改正の件

箕面市行政評価・改革推進委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十三年二月二十二日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市行政評価・改革推進委員会条例の一部を改正する条例

箕面市行政評価・改革推進委員会条例（平成十六年箕面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「二年」を「三年」に改める。

附則第二項を次のように改める。

（招集の特例）

2 委員長及びその職務を代理する委員が委員の任期満了等により不在の場合における委員会の会議の招集は、市長が行うものとする。この場合において、当該会議に関し必要な事項は、市長が定めることができる。

附則第四項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

箕面市行政評価・改革推進委員会を平成二十五年度まで継続し、委員の任期の上限を三年に改めるため、本条例を改正するものである。

第十九号議案

箕面市情報公開条例改正の件

箕面市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十三年二月二十二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市情報公開条例の一部を改正する条例

箕面市情報公開条例（平成十七年箕面市条例第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「特定の個人が識別され得るもの」を「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に改め、「認められるもの」の下に「又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を加え、同条中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 集団又は地域に関する情報であつて、公にすることにより、当該集団又は地域に対する偏見や差別意識を助長し、当該集団又は地域の構成員の権利利益を害するおそれがあるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

公にすることにより、人権を侵害し、構成員の権利利益を害するおそれのある集団又は地域に関する情報が、行政文書の非開示情報であることをわかりやすく明示するため、本条例を改正するものである。

第二十号議案

箕面市用品調達基金条例廃止の件

箕面市用品調達基金条例を廃止する条例を次のように定める。

平成二十三年二月二十二日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

箕面市条例第 号

箕面市用品調達基金条例を廃止する条例

箕面市用品調達基金条例（昭和三十九年箕面市条例第二十七号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十三年四月二日から施行する。

（提案理由）

用品の集中購買の廃止に伴い、用品調達基金による購入が不要となるため、本条例を廃止するものである。

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that proper record-keeping is essential for transparency and accountability, particularly in the context of public administration and financial management.

2. The second part of the document outlines the various methods and tools used for data collection and analysis. It highlights the need for standardized procedures to ensure the reliability and validity of the information gathered. This includes the use of surveys, interviews, and statistical software.

3. The third part of the document focuses on the ethical considerations surrounding data collection and analysis. It stresses the importance of obtaining informed consent from participants and ensuring that their privacy is protected throughout the research process. Ethical guidelines are provided to guide researchers in making responsible decisions.

4. The fourth part of the document discusses the challenges and limitations of data collection and analysis. It acknowledges that there are often obstacles to obtaining complete and accurate data, such as non-response rates and data quality issues. Strategies are provided to address these challenges and improve the overall quality of the research.

5. The fifth part of the document concludes by summarizing the key findings and recommendations. It reiterates the importance of rigorous and ethical data collection and analysis practices. The document serves as a guide for researchers and practitioners alike, providing a clear framework for conducting high-quality research.

6. The sixth part of the document provides a detailed overview of the research methodology used in the study. It describes the selection of the research site, the recruitment of participants, and the specific procedures followed for data collection and analysis. This section is intended to provide transparency and allow for the replication of the study.

7. The seventh part of the document presents the results of the study. It includes a detailed description of the data collected, the statistical analysis performed, and the interpretation of the findings. The results are presented in a clear and concise manner, highlighting the key findings and their implications for the field of study.

8. The eighth part of the document discusses the implications of the study and provides recommendations for future research. It highlights the practical applications of the findings and suggests areas for further exploration. The document concludes by emphasizing the value of the research and its contribution to the understanding of the topic.

第二十一号議案

箕面市営競艇災害等対応基金条例制定の件

箕面市営競艇災害等対応基金条例を次のように定める。

平成二十三年二月二十二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市営競艇災害等対応基金条例

(設置)

第一条 箕面市営競艇事業の運営に当たり、災害等により派生する経費の財源に充てるため、箕面市営競艇災害等対応基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金は、毎年度予算の範囲内で積み立てるものとする。ただし、財政の状況によってやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、特別会計競艇事業費歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、処分することができる。

- 一 災害により派生する経費の財源に充てる場合
- 二 本市の都合による箕面市営競艇の開催の中止により派生する経費の財源に充てる場合

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

箕面市営競艇が災害等により開催できなくなった場合に必要となる経費の財源として箕面市営競艇災害等対応基金を設置するため、本条例を制定するものである。

第二十二号議案

箕面市営競艇業務設備基金条例制定の件

箕面市営競艇業務設備基金条例を次のように定める。

平成二十三年二月二十二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市営競艇業務設備基金条例

(設置)

第一条 箕面市営競艇事業の運営業務に必要な設備の整備に要する経費の財源に充てるため、箕面市営競艇業務設備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金は、毎年度予算の範囲内で積み立てるものとする。ただし、財政の状況によってやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、特別会計競艇事業費歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、運営業務に必要な設備の整備に要する経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

箕面市営競艇事業の運営業務に必要な設備の整備に要する経費の財源として箕面市営競艇業務設備基金を設置するため、本条例を制定するものである。

第二十三号議案

市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例改正の件

市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十三年二月二十二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例の一部を改正する条例

市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例（昭和三十五年箕面市条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第二条関係)
屋内運動場・遊戯室

区分	使用料の金額				小学校及び 中学校 幼稚園 附属設備 (ピアノ)
	午前八時から 正午まで	午後一時から 午後五時まで	午後五時から 午後九時まで	午前八時から 午後五時まで	
	円 五〇〇	円 五〇〇	円 一、〇〇〇	円 一、〇〇〇	三〇〇
		円 三〇〇	円 三〇〇	円 三〇〇	三〇〇
			円 六〇〇	円 六〇〇	六〇〇
			円 一、五〇〇	円 一、五〇〇	九〇〇
			円 一五〇	円 一五〇	一〇〇
					一回につき 五〇〇円

備考

- 市民(市内に居住し、在職し、若しくは在学する個人又は市内に所在する団体)以外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の五割増とする。
- 照明設備を使用する場合は、次の費用を徴収する。

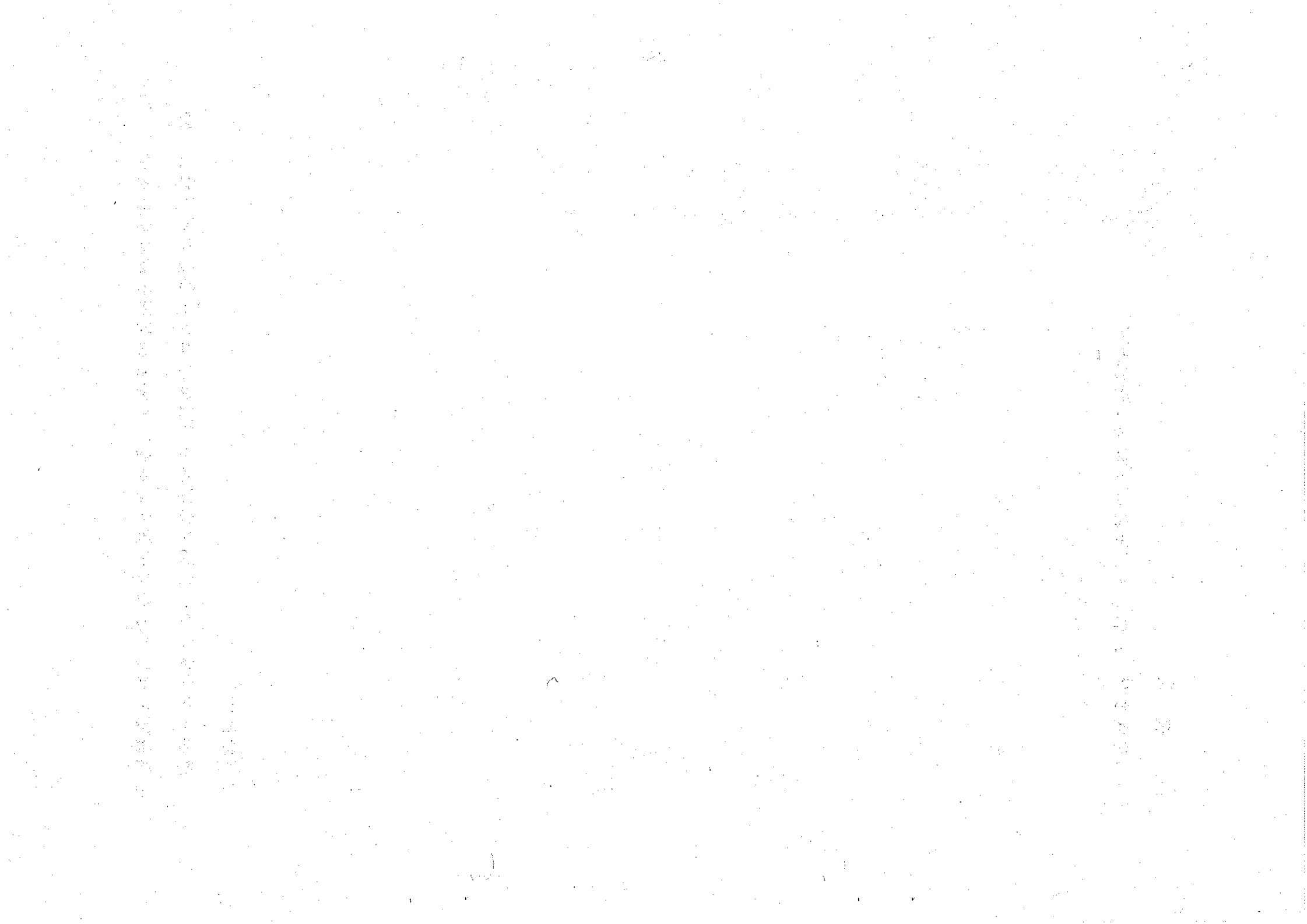
- 小学校 一時間につき一〇〇円
- 中学校 一時間につき一四〇円
- 止々呂美小学校・止々呂美中学校 一時間につき一四〇円
- 彩都の丘小学校・彩都の丘中学校 一時間につき一四〇円

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(提案理由)

箕面市立彩都の丘小学校及び箕面市立彩都の丘中学校の開校に伴い、屋内運動場等設備の使用料を定めるため、本条例を改正するものである。



第二十四号議案

箕面市通園通学区区域審議会条例改正の件

箕面市通園通学区区域審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十三年二月二十二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市通園通学区区域審議会条例の一部を改正する条例

箕面市通園通学区区域審議会条例（平成十四年箕面市条例第十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

箕面市通学区区域審議会条例

第一条中「箕面市通園通学区区域審議会」を「箕面市通学区区域審議会」に改める。

第二条中「幼稚園、」及び「通園又は」を削る。

第四条第一項第一号中「幼稚園、」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。
（箕面市報酬及び費用弁償条例の改正）
- 2 箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表四十七の項中「通園通学区区域審議会」を「通学区区域審議会」に改める。

(提案理由)

箕面市立幼稚園の通園区域を廃止することに伴い、本審議会において通園区域を審議する必要がなくなるため、本条例を改正するものである。

第二十五号議案

箕面市奨学資金貸付基金条例改正の件

箕面市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十三年二月二十二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例

箕面市奨学資金貸付基金条例（平成二十一年箕面市条例第十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「委員会は」の下に「、毎年度」を、「範囲内で」の下に「、当該年度の」を加える。

第八条に次の二項を加える。

- 3 委員会は、申請者の人数が第一項の人数に達しなかったときは、前項の規定にかかわらず、選考委員会に諮らないで、この条例及び箕面市教育委員会規則で定めるところにより、奨学生を決定することができる。
- 4 委員会は、前二項の規定により決定した奨学生の人数が第一項の人数に達しなかったときは、随時奨学生を募集するものとする。この場合において、奨学生の決定については、前項の規定を準用する。

第九条第一項中「奨学生の選考に関し、」を削り、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

- 2 選考委員会は、前項の規定による審議のほか、奨学資金に関する重要事項について、委員会に対して意見を申し出ることができる。
- 第十条に次の一項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、奨学資金の貸与額は、入学及び修学に要し

た費用として委員会が認める額を上限とする。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(提案理由)

奨学資金の貸与を受けようとする者が募集人数を下回った場合において、随時奨学生を決定して奨学資金を貸与できるようにするとともに、奨学資金の貸与額の上限を定めるため、本条例を改正するものである。

第二十六号議案

箕面市私立幼稚園児の保護者補助金の交付に関する条例改正
の件

箕面市私立幼稚園児の保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十三年二月二十二日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市私立幼稚園児の保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例

市条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「。以下「法」という。」及び「又は法第三条に規定する設置基準と同等程度の機能を有する施設で、箕面市教育委員会（以下「委員会」という。）が特に認めたもの」を削り、同条第二号中「小学校就学の始期二年前から小学校就学の始期に達するまでの」を「市内に居住する」に改める。

第三条を次のように改める。

（補助金の交付手続）

第三条 補助は、保護者からの申請に基づいて行う。

2 箕面市教育委員会は、申請書を審査し、適正と認めた場合は、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

第四条から第六条までを削る。

第七条中「委員会」を「箕面市教育委員会」に、「すでに」を「既に」に改め、同条を第四条とする。

第八条中「委員会規則」を「箕面市教育委員会規則」に改め、同条を第五条とする。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(提案理由)

私立幼稚園に在籍する園児の保護者に対する補助金及び補助金の対象となる園児の年齢を拡大するため、本条例を改正するものである。

第二十七号議案

箕面市学童保育に関する条例改正の件

箕面市学童保育に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十三年二月二十二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市学童保育に関する条例の一部を改正する条例

箕面市学童保育に関する条例（平成十三年箕面市条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条の二第二項」を「第六条の三第二項」に改める。

附則に次の一項を加える。

（対象児童の特例）

5 学童保育の対象となる児童についての第三条の規定の適用については、当分の間、同条第一号中「小学校の第一学年から第三学年までの児童」とあるのは、「小学校の第一学年から第三学年までの児童及び市長が特に必要と認める児童」とする。
別表に次のように加える。

彩都の丘小学童保育室	箕面市彩都粟生北二丁目一番五号（箕面市立彩都の丘小学校内）
------------	-------------------------------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の箕面市学童保育に関する条例附則第五項の規定により学童保育の対象となる児童の学童保育の利用に係る手続その他の必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- 3 彩都の丘小学童保育室の利用に係る手続その他の必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

平成二十三年度において小学校の第四学年の児童を学童保育室へ試行的に受け入れ、箕面市立彩都の丘小学校において学童保育を実施し、及び児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の改正に伴い関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第二十八号議案

箕面市立保育所民営化法人選定委員会条例改正の件

箕面市立保育所民営化法人選定委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十三年二月二十二日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立保育所民営化法人選定委員会条例の一部を改正する

条例

箕面市立保育所民営化法人選定委員会条例（平成十七年箕面市条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び箕面市立瀬川保育所」を「、箕面市立瀬川保育所及び箕面市立稲保育所」に改める。

附則第二項を次のように改める。

（招集の特例）

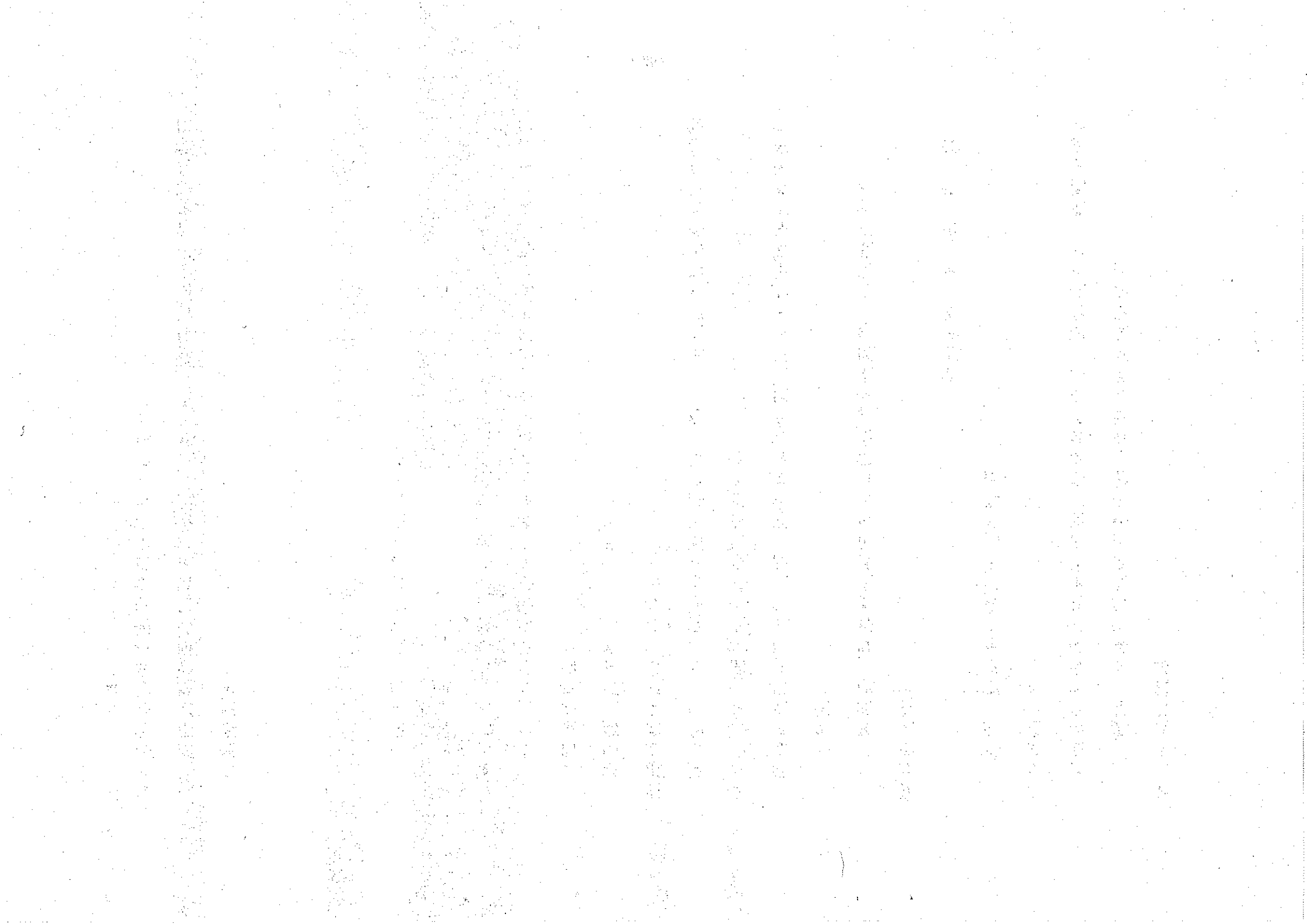
2 委員長及びその職務を代理する委員が委員の任期満了等により不在の場合における委員会の会議の招集は、市長が行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

箕面市立保育所の民営化に当たり、箕面市立稲保育所を民営化の対象に加えるため、本条例を改正するものである。



第二十九号議案

箕面市立箕面文化・交流センター条例改正の件

箕面市立箕面文化・交流センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十三年二月二十二日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立箕面文化・交流センター条例の一部を改正する条例

箕面市立箕面文化・交流センター条例（平成十七年箕面市条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

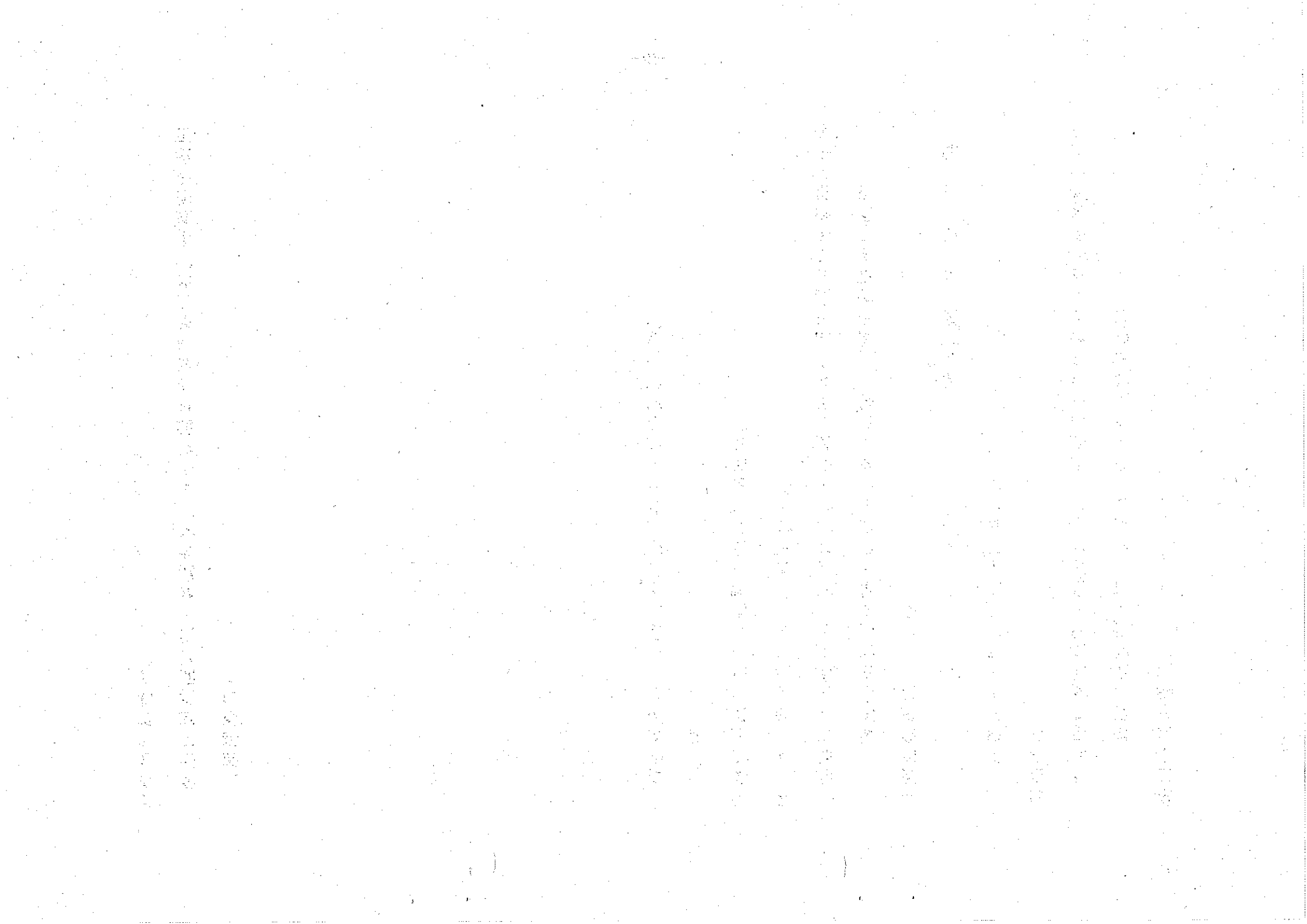
第八条第二項中「木曜日及び」を削る。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（提案理由）

箕面市立箕面文化・交流センターの休館日を改めるため、本条例を改正するものである。



第三十号議案

箕面市老人医療費の助成に関する条例改正の件

箕面市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十三年二月二十二日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

箕面市老人医療費の助成に関する条例（昭和四十六年箕面市条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「同条第三項第二号又は第三号」を「同条第二項第三号又は第四号」に、「同条第三項第二号から第四号」を「同条第二項第三号から第五号」に改め、同項第四号中「精神通院治療」を「精神通院医療」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

規定中の文言を整理するため、本条例を改正するものである。



第三十一号議案

箕面市国民健康保険条例改正の件

箕面市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十三年二月二十二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市国民健康保険条例の一部を改正する条例

箕面市国民健康保険条例（昭和四十八年箕面市条例第五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十五条の見出し中「平成二十二年度における」を「平成二十二年度以後の」に改め、同条中「世帯主」を「当分の間、世帯主」に、「平成二十二年度」を「平成二十二年度以後」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

国民健康保険料の保険料率の特例措置を引き続き実施するため、本条例を改正するものである。

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

1964

DEPARTMENT OF CHEMISTRY

1964

PH.D. THESIS

BY

ROBERT M. HAYES

IN

PHYSICAL CHEMISTRY

Submitted to the Faculty of the Division of the Physical Sciences

in partial fulfillment of the requirements for the degree of Doctor of Philosophy

CHICAGO, ILLINOIS

1964

Copyright © 1964 by Robert M. Hayes

All rights reserved

Printed in the United States of America

Library of Congress Catalog Card Number: 64-10000

第三十二号議案

箕面市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例改正の件

箕面市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十三年二月二十二日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

箕面市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和五十五年箕面市条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

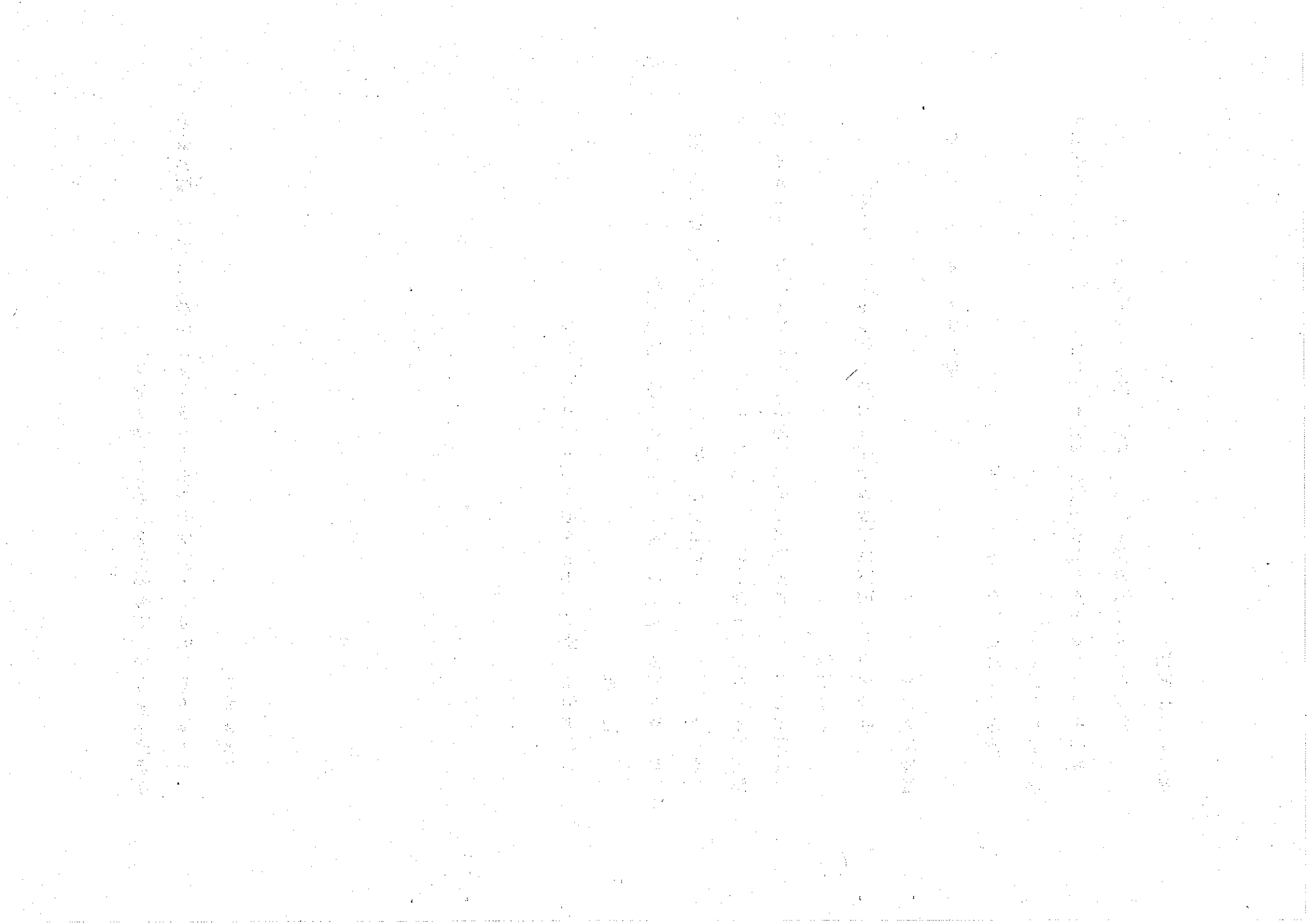
第一条の二第三項中「第六条の二第八項」を「第六条の三第八項」に、「第六条の三第一項」を「第六条の四第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。



第三十三号議案

箕面市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調

査結果の縦覧等の手続に関する条例改正の件

箕面市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十三年二月二十二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調

査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例

箕面市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成十年箕面市条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

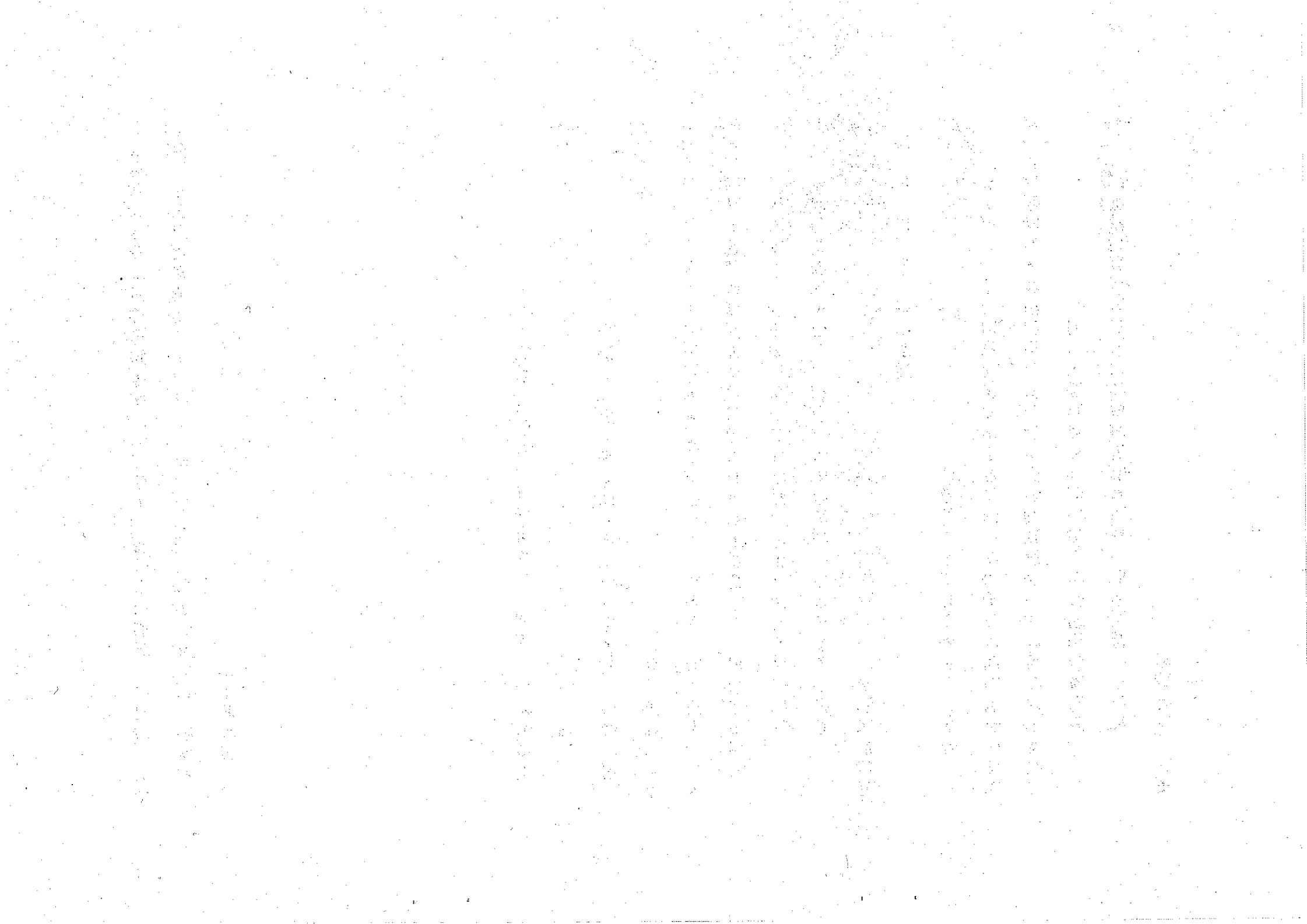
第一条中「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（提案理由）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。



第三十四号議案

箕面市立多世代交流センター条例制定の件

箕面市立多世代交流センター条例を次のように定める。

平成二十三年二月二十二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立多世代交流センター条例

(設置)

第一条 高齢者の健康づくり、生きがいくくり及び仲間づくり並びに地域の子育てを支援し、高齢者から子どもまで世代を超えたふれあいの場を提供することを目的として、箕面市立多世代交流センター（以下「センター」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
箕面市立多世代交流センター	箕面市稲六丁目一四番

(事業)

第二条 センターは、前条に規定する設置目的を達成するため、施設の用に關する事業のほか、次に掲げる多世代の交流に資する事業を行う。

- 一 高齢者福祉機能「松寿荘」事業
- 二 子育て支援機能「おひさま」事業

(機能の内容)

第三条 前条各号に規定する事業における主な機能の内容は、次のとおりとする。

- 一 高齢者福祉機能「松寿荘」事業 次に掲げる高齢者の福祉を行う事

業

- イ 健康づくりの支援
- ロ 生きがいづくりの支援
- ハ 仲間づくりの支援
- ニ 自主的活動の支援
- ホ 社会参加及び自立生活の助長
- 二 子育て支援機能「おひさま」事業 次に掲げる地域の子育ての支援を行う機能

イ 子育て親子の交流の支援

ロ 子育てに関する相談の実施

ハ 子育てに関する情報の提供

(指定管理者による管理)

第四条 市長は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十

四条の二第三項の規定によりセンターの管理を市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

一 前条の事業の実施に関すること。

二 センターの施設、附属設備等の維持管理に関すること。

三 敷地内の他施設との連携及び調整に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、市長が定める業務

3 指定管理者は、前項の業務を行うに当たり必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て業務の一部を委託することができる。

(指定管理者の指定手続)

第五条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、指定を受けよう

とする法人その他の団体に事業計画書その他市長が定める書類を提出さ

せるものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された事業計画書等を審査し、次に掲げる基準に該当するものうちから、センターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認められた法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

一 センターを利用しようとする者の平等な利用を確保し、かつ、利便性の向上を図ることができること。

二 第二条の事業を効果的に実施できること。

三 センターを適正かつ安定的に管理する能力を有すること。

(変更の届出)

第六条 指定管理者は、その名称、所在地その他市長が定める事項に変更があつたときは、十日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第七条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 地方自治法第二百四十四条の二第十項に規定する指示に従わないとき。

二 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。

三 第四条第二項の業務を適正に行うことができなくなったとき。

四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理運営上不適切な行為があつたとき。

2 市長は、前項の規定による指定の取消し等により指定管理者に生じた損害については、一切その責を負わない。

(開館時間及び休館日)

第八条 センターの開館時間及び休館日は、市民の円滑な利用を阻害するおそれのない範囲で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

2 指定管理者は、センターの開館時間及び休館日を定めたときは、速やかに公表しなければならない。

(利用の許可等)

第九条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、センターの管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(特別の設備の設置等)

第十条 利用者は、センターを利用するに当たって、特別の設備を設置し、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第十一条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。

一 公益を害するおそれがあるとき。

二 施設、附属設備等を損傷するおそれがあるとき。

三 営利目的の利用であるとき。

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（第十三条第三号において「暴力団」という。）の利益になるとき。

五 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認める

とき。

(入館の制限)

第十二条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を禁ずることができる。

- 一 他人に危害を及ぼし、又は迷惑になる行為をする者
- 二 他人の迷惑になる物品又は動物を携帯する者
- 三 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある者
- 四 前三号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認めらるる者

(利用の許可の取消し等)

第十三条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、その利用を停止し、又は退去させることができる。

- 一 利用者がこの条例の規定に違反し、又はこの条例の規定に基づく指示に従わないとき。
- 二 利用者が虚偽の申請等により許可を受けたことが判明したとき。
- 三 暴力団の利益になるとき。
- 四 災害等により次に掲げる事情があるとき。
 - イ 市がセンターを利用する必要があるとき。
 - ロ センターが利用できないと市長が認めるとき。

(利用料金)

第十四条 利用者は、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 指定管理者は、市民の円滑な利用を阻害するおそれのない金額の範囲で、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めるものとする。

3 指定管理者は、利用料金を定めたときは、速やかに公表しなければならない

らない。

- 4 利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。
- 5 指定管理者は、規則で定める基準に従い、科用料金を減額し、又は免除することができる。

- 6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を規則で定める基準に従い、還付することができる。

(指定管理者が行う個人情報取扱い)

- 第十五条 指定管理者は、センターの管理運営を行うに際し、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止並びに適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 センターの業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に關して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

(意見の聴取)

- 第十六条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第十一条第四号又は第十三条第三号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第十一条第四号又は第十三条第三号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くことができる。

(原状回復義務)

- 第十七条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第七条の規定により、指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が

特にやむを得ない理由があると認められた場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第十八条 指定管理者又は利用者は、センターの施設、附属設備等を破損し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、その損害を賠償しなければならぬ。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認められた場合は、この限りでない。

(権利譲渡等の禁止)

第十九条 指定管理者及び利用者は、センターに関する使用の権利及び許可を受けたセンターの利用に係る権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(委任)

第二十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(箕面市立老人福祉センター条例の廃止)

2 箕面市立老人福祉センター条例(昭和四十八年箕面市条例第二号)は、廃止する。

(準備行為)

3 管理に関する業務を行わせる者の選定及び指定の手續その他センターの管理に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(初めて指定管理者を指定する場合の特例)

4 市長は、指定管理者の初回の指定に限り、社会福祉法人を対象として公募するものとする。

5 市長は、前項の規定により指定管理者を公募するときは、あらかじめセンターの概要、管理の基準、業務の範囲、指定の期間、応募の資格、応募の方法、募集期間、選定の基準その他市長が定める事項を公示するものとする。

6 附則第四項の規定による公募に応じて指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が定める書類を市長に提出しなければならない。

7 市長は、附則第四項の規定による公募をした場合において、応募者がないときは、指定管理者の候補者を自ら選定することができる。

8 附則第四項から前項まで及び第五条に定めるもののほか、公募による指定管理者の候補者の選定に関し必要な事項は、市長が定める。

(経過措置)

9 指定の期間の満了又は第七条の規定による指定の取消しに伴う指定管理者の交代があつた場合は、前任の指定管理者が行つた許可は、後任の指定管理者が行つた許可とみなす。

(提案理由)

箕面市立多世代交流センターを設置するとともに、同センターの管理について指定管理者制度及び利用料金制度を活用するため、本条例を制定するものである。

第三十五号議案

箕面市病院看護師等修学資金貸与条例制定の件

箕面市病院看護師等修学資金貸与条例を次のように定める。

平成二十三年二月二十二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市病院看護師等修学資金貸与条例

箕面市病院看護師等修学資金貸与条例（昭和五十二年箕面市条例第三十七号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この条例は、看護師又は助産師（以下「看護職員」という。）になろうとする者及び特定の資格を取得しようとする市立病院の看護職員に對して修学に必要な資金（以下「資金」という。）を貸与することにより、市立病院の看護職員の確保を図るとともに専門性の高い看護職員を育成することを目的とする。

（貸与対象）

第二条 資金の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 次に掲げる看護職員を養成する学校等（以下「養成施設」という。）に在学する者であつて、卒業後市立病院の常勤職員として看護職員の業務（以下「業務」という。）に従事する意思を有するもの
- イ 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号。以下「法」という。）第二十条第一号の規定により文部科学大臣の指定した学校
- ロ 法第二十条第二号の規定により厚生労働大臣の指定した助産師養成所

ハ 法第二十一条第一号の規定により文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学

ニ 法第二十一条第二号の規定により文部科学大臣の指定した学校

ホ 法第二十一条第三号の規定により厚生労働大臣の指定した看護師養成所

二 病院事業管理者（以下「管理者」という。）が定める期間市立病院に勤務する看護職員であつて、社団法人日本看護協会の専門看護師又は認定看護師（以下「専門看護師等」という。）の資格を取得するため必要な課程を備えた教育機関（以下「教育機関」という。）に入学し、資格を取得した後も引き続き市立病院の業務に従事する意思を有するもの

2 資金を貸与する者の選考は、申込みに基づき、管理者が定める選考基準により行う。

（貸与額等）

第三条 資金の貸与額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額以内で、管理者が定める額とする。

一 第二条第一項第一号に掲げる者（以下「修学生」という。） 月額五万円

二 第二条第一項第二号に掲げる者（以下「履修生」という。） 教育機関の授業料その他管理者が定める必要な経費の二分の一以内で、一の看護分野につき五十万円

2 資金の貸与期間及び貸与時期は、管理者が定める。

3 貸与する資金は、無利子とする。

（貸与の申込み）

第四条 資金の貸与を受けようとする者は、二人の連帯保証人を立て、管

理者に申し込まなければならぬ。

2 前項の申込みがあったときは、管理者は、資金の貸与の可否を決定し、その旨を当該申込みをした者に通知するものとする。

3 連帯保証人の資格については、管理者が定める。

4 資金の貸与に係る申込みに関し必要な手続については、管理者が定める。

(貸与の取消し等)

第五条 管理者は、資金の貸与を受けている者（以下「借受人」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、資金の貸与の決定を取り消すものとする。

一 第二条第一項各号に掲げる資金の貸与の対象となる者の要件を満たさなくなったとき。

二 心身の故障のため修学を継続することができなくなったと認められるとき。

三 資金の貸与を受けることを辞退したとき。

四 死亡したとき。

五 前各号に掲げるもののほか、管理者が資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認めるとき。

2 修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで資金の貸与を停止する。この場合において、これらの月の分として既に貸与された資金があるときは、その資金は、その者が復学した日の属する月の翌月以後の月の分として貸与されたものとみなす。

(返還債務の免除)

第六条 管理者は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、資金

の返還債務を免除するものとする。

一 修学生が養成施設を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して二年以内に看護職員の免許を取得し、当該免許を取得した日以後の市立病院その他市の機関（以下「病院等」という。）の常勤職員として業務に従事した期間（一箇月に満たない場合は、正規の勤務を行った日が、その月の勤務すべき日数の二分の一を超えたときに限り、一箇月とみなす。以下「常勤職員業務従事期間」という。）が、管理者が定める勤務期間に達したとき。

二 履修生が専門看護師等の資格を取得した日以後の常勤職員業務従事期間が、管理者が定める勤務期間に達したとき。

三 公務上の理由により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 修学生が前項第一号に規定する勤務期間に達しないときは、常勤職員業務従事期間の月数に貸与した資金の月額を乗じて得た額の返還を免除する。

3 履修生が第一項第二号に規定する勤務期間に達しないときは、貸与した資金の総額に専門看護師等の資格の取得後の常勤職員業務従事期間の月数を同号に規定する勤務期間の月数で除して得た割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の返還を免除する。

4 第一項第三号に該当するときを除くほか、借受人がやむを得ない理由により資金を返還することができないと管理者が認めるときは、貸与した資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

（返還）

第七条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、その事由が生

じた日から一箇月以内に貸与された資金を返還しなければならない。

- 一 第五条第一項の規定により資金の貸与の決定が取り消されたとき。
- 二 修学生が養成施設を卒業し、又は履修生が専門看護師等の資格を取得した後遅滞なく病院等の常勤職員として業務に従事しなかったとき。ただし、疾病その他やむを得ないと管理者が認める理由又は次条第一号若しくは第四号に定める事由により遅滞なく病院等の常勤職員として業務に従事できなかった場合には、その理由又は事由がなくなつた後遅滞なく病院等の常勤職員として業務に従事しなかったとき。
- 三 修学生が養成施設を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して二年を超えてなお看護職員の免許を取得しなかつたとき。
- 四 履修生が教育機関を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して二年を超えてなお専門看護師等の資格を取得しなかつたとき。

(返還の猶予)

第八条 管理者は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める事由が継続する間、資金の返還債務の履行を猶予することができる。

- 一 修学生が養成施設を卒業した後、他の養成施設又は管理者が特に認める施設に進学し、その養成施設等に在学しているとき。
- 二 修学生が養成施設を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して二年以内であつて、看護職員の免許を取得できないでいるとき。
- 三 履修生が教育機関を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して二年以内であつて、専門看護師等の資格を取得できないでいるとき。
- 四 修学生が養成施設を卒業した後、管理者が特に認める理由により病院等に採用されないとき。
- 五 疾病その他やむを得ない理由により資金を返還することが困難であ

ると管理者が認めるとき。

(遅延利息)

第九条 借受人が資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額につき年十四・六パーセントの割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、資金の貸与に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この条例による改正後の箕面市病院看護師等修学資金貸与条例の規定は、平成二十三年四月一日以後に資金の貸与の申込みをした者については、なお従前の適用し、同日前に資金の貸与の申込みをした者については、なお従前の例による。

(提案理由)

専門看護師又は認定看護師の資格を取得しようとする市立病院の看護職員に対し、修学に必要な資金を貸与することにより、専門性の高い看護職員を育成するため、本条例を制定しようとするものである。

第三十六号議案

箕面市病院企業職員定数条例改正の件

箕面市病院企業職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十三年二月二十二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市病院企業職員定数条例の一部を改正する条例

箕面市病院企業職員定数条例（平成二十一年箕面市条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「四百十九人」を「四百七十五人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（提案理由）

箕面市立病院改革プランの推進に伴う患者数の増加及び診療報酬の改定等に伴う医療体制の整備に必要な職員の確保を進め、地域医療の安定及び確立を図るため、本条例を改正するものである。

第三十七号議案

北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の区域内に

おける建築物の制限に関する条例改正の件

北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十三年二月二十二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成十九年箕面市条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和二十五年政令第三百三十八号」の下に「以下「令」という。」を加える。

別表里山住宅地区の項の次に次のように加える。

計画住宅地区1	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 一 工場。ただし、令第三百三十条の六に規定する工場及び自動車修理工場を除く。 二 学校（小学校、中学校、高等学校に限る。） 三 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 四 カラオケボックス 五 ホテル又は旅館	建築物の敷地面積の最低限度は、二百平方メートルとする。	・外壁等の面から敷地境界線までの距離は、一メートル以上とする。	建築物の高さの最高限度は、十二メートルとする。
---------	---	-----------------------------	---------------------------------	-------------------------

別表に次のように加える。

	<p>六 畜舎。ただし、店舗（動物病院を含む。）に附属する畜舎で床面積が十五平方メートル以下のものを除く。</p> <p>七 倉庫。ただし、他の用途の建築物又は建築物の部分に附属する倉庫で次に掲げるもの及び自転車置場の用途に供する部分を除く。</p> <p>イ 主たる用途の部分と附属倉庫の部分を含む一の建築物で、附属倉庫の部分の床面積の合計が主たる用途の部分の床面積の合計未満であるもの</p> <p>ロ 主たる用途の部分と別棟の附属倉庫の用に供する建築物で敷地内の床面積の合計が百五十平方メートル以下であるもの</p> <p>ハ イ及びロの附属倉庫の部分の床面積の合計が主たる用途の部分の床面積の合計未満であるもの</p> <p>八 自動車教習所</p>			
--	---	--	--	--

<p>沿道施設 地区2</p>	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>一 工場。ただし、令第百三十条の六に規定する工場及び自動車修理工場を除く。</p> <p>二 自動車教習所</p>	<p>建築物の敷地面積の最低限度は、百七十平方メートルとする。</p>	<p>外壁等の面から敷地境界線までの距離は、一メートル以上とする。</p>	<p>建築物の高さの最高限度は、十メートルとする。</p>
---------------------	--	-------------------------------------	---------------------------------------	-------------------------------

三 学校（小学校、中学校、
高等学校に限る。）

四 マージャン屋、ぱちんこ
屋、射的場、勝馬投票券発
売所、場外車券売場その他
これらに類するもの

五 カラオケボックス

六 客席の部分の床面積の
合計が二百平方メートル
未満の劇場、映画館、演芸
場、観覧場

七 ホテル又は旅館

八 畜舎。ただし、店舗（動
物病院を含む。）に附属す
る畜舎で床面積が十五平
方メートル以下のものを
除く。

九 倉庫。ただし、他の用途
の建築物又は建築物の部
分に附属する倉庫で次に
掲げるもの及び自転車置
場の用途に供する部分を
除く。

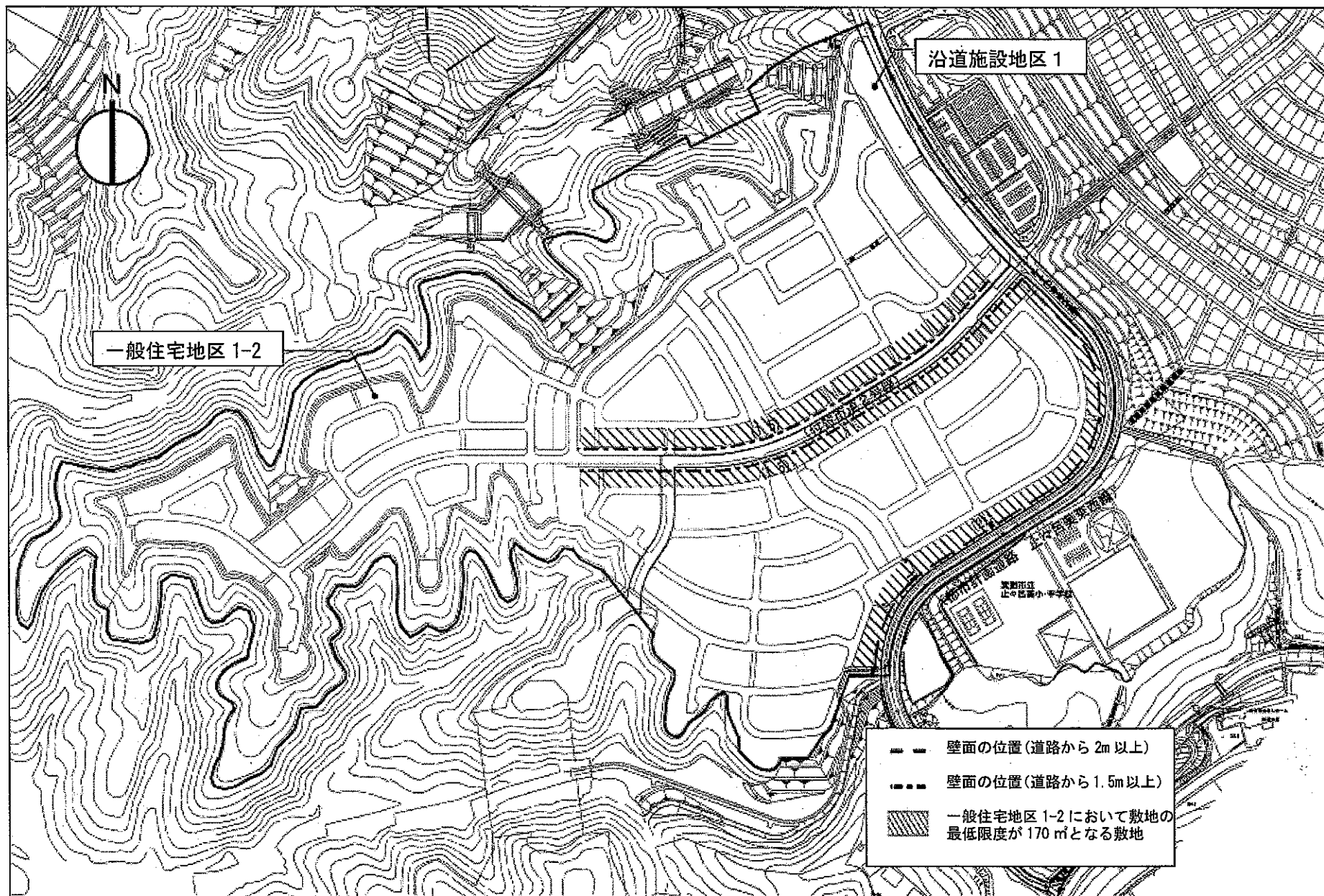
イ 主たる用途の部分と
附属倉庫の部分を含む
一の建築物で、附属倉庫
の部分の床面積の合計
が主たる用途の部分の
床面積の合計未満であ
るもの

ロ 主たる用途の部分と
別棟の附属倉庫の用に
供する建築物で敷地内
の床面積の合計が百五
十平方メートル以下で
あるもの

ハ イ及びロの附属倉庫
の部分の床面積の合計
が主たる用途の部分の
床面積の合計未満であ
るもの

別図を次のように改める。

別図 一般住宅地区1-2
 建築物の敷地面積の最低限度
 壁面の位置の制限



附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の変更に伴い、当該地区における建築物に関する制限を定めるため、本条例を改正するものである。

第三十八号議案

箕面市ため池改修整備事業資金貸付基金条例廃止の件

箕面市ため池改修整備事業資金貸付基金条例を廃止する条例を次のように定める。

平成二十三年二月二十二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市ため池改修整備事業資金貸付基金条例を廃止する条例

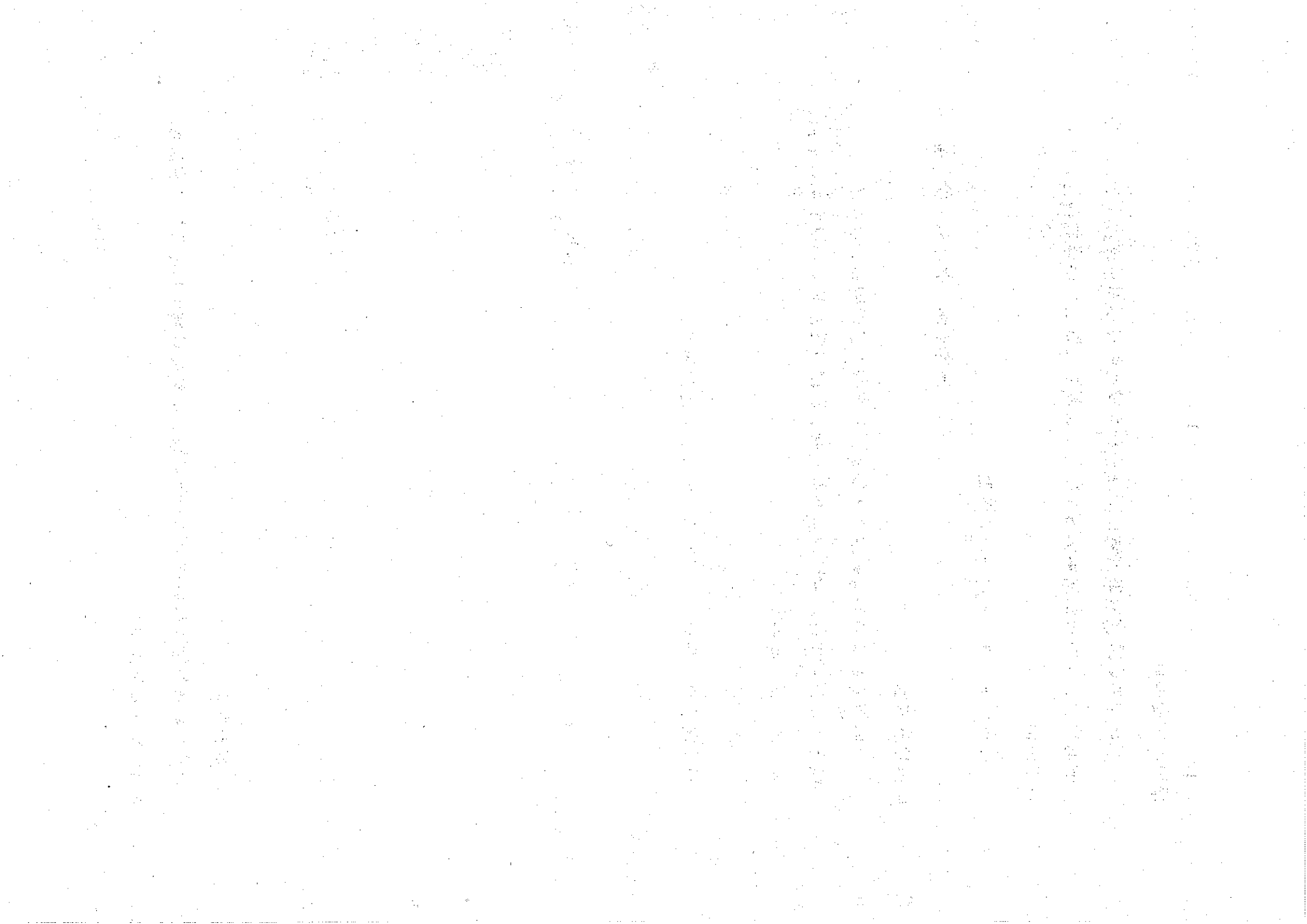
箕面市ため池改修整備事業資金貸付基金条例（昭和六十年箕面市条例第二十二号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十三年四月二日から施行する。

（提案理由）

ため池改修整備事業資金の貸付けに関する事務の廃止に伴い、本条例を廃止するものである。



第三十九号議案

箕面市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例改

正の件

箕面市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十三年二月二十二日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の

一部を改正する条例

箕面市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和四十一年箕面市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第九条を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

箕面市北部簡易水道事業、上止々呂美簡易水道事業及び下止々呂美簡易水道事業の廃止に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第四十号議案

箕面市水道事業給水条例改正の件

箕面市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十三年二月二十二日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市水道事業給水条例の一部を改正する条例

箕面市水道事業給水条例（平成九年箕面市条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

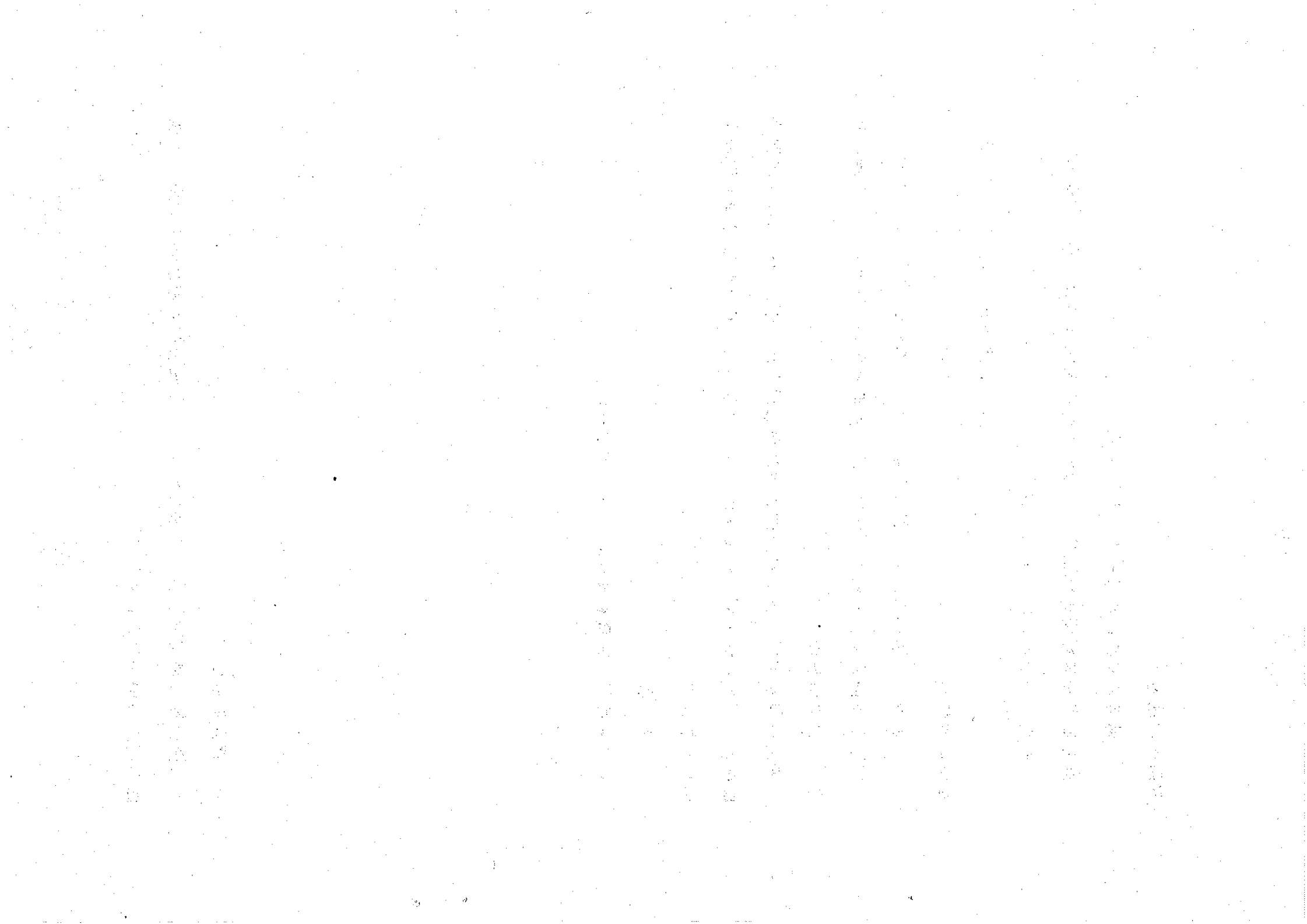
第三十七条第二項中「大阪府水道事業供給条例（昭和二十五年大阪府条例第二十八号）第十条に規定する」を「大阪広域水道企業団の条例で定める」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

大阪広域水道企業団からの受水に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。



諮問第1号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成23年2月22日提出

箕面市長 倉田哲郎

氏名 曾我乙彦

略		歴
昭和36年	3月	関西大学法学部（第二部）卒業
同 38年	9月	司法試験合格
同 41年	4月	司法修習修了
同 41年	4月	弁護士登録（現在に至る。）
同 41年	4月	曾我乙彦法律事務所開設（現在に至る。）

同 57年 8月 人権擁護委員（現在に至る。）

（提案理由）

曾我乙彦氏を引き続き人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。

諮問第2号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成23年2月22日提出

箕面市長 倉田哲郎

氏名 田中康之

	略	歴
昭和43年	3月	京都大学法学部卒業
同 43年	4月	人事院勤務
同 44年	7月	人事院退職
同 46年	10月	司法試験合格
同 49年	4月	司法修習修了

同 49年 4月	弁護士登録（現在に至る。）
同 49年 4月	菅生法律事務所入所
同 52年10月	田中康之法律事務所開設
平成 5年 6月	豊能町紛議調整委員
同 11年10月	坂東・田中法律事務所に改名（現在に至る。）
同 12年 4月	大阪家庭裁判所家事調停委員（現在に至る。）
同 13年12月	箕面市紛議調整委員（現在に至る。）
同 17年10月	人権擁護委員（現在に至る。）
同 19年 4月	大阪第三人権擁護委員協議会常務委員（現在に至る。）

（提案理由）

田中康之氏を引き続き人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。

諮問第3号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成23年2月22日提出

箕面市長 倉田哲郎

氏名 松岡淑子

	略	歴
昭和43年	3月	大阪成蹊女子短期大学卒業
同43年	4月	箕面市立西小学校勤務
同49年	4月	尼崎市立塚口小学校勤務
平成5年	4月	箕面市立萱野北小学校教頭
同13年	4月	箕面市立北小学校長

同 17年 4月 箕面市立南小学校長

同 20年 4月 箕面市教育専門員（現在に至る。）

（提案理由）

松岡淑子氏を人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。